



## 市からの連絡帳

**7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。**  
～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課田(☎042-460-9832)

### 届け出・税・年金

#### 市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 7月6日(土)・7日(日)午前9時～午後4時  
場 市税・納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ  
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行等  
◆納税課田(☎042-460-9832)  
◆保険年金課田(☎042-460-9824)

#### 外国人住民の方の住基ネット運用を開始します

7月8日(月)から、外国人住民の方についても住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)の運用が始まります。

これに伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードを記載し、ご本人に住民票コードを郵送で通知します。なお住基ネットの運用開始に当たって、外国人住民の方が手続きを行う必要はありません。

#### ◆住基ネットが運用になるとできること(例)

◇住民基本台帳カード(以下住基カード)の交付を受けることができます。住基カードはセキュリティに優れたICカードで、「顔写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。  
◇在留カード・住基カード・運転免許証などの官公署発行の顔写真付き身分証明

書の提示により、お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができます。

◇住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請(e-Tax<sup>※</sup>)ができます。

◆市民課田(☎042-460-9820)  
☎(☎042-438-4020)

#### 住民票の写し・印鑑証明書は自動交付機のご利用を!

ご本人が、在留カード・特別永住者証明書などの官公署の発行した顔写真入りの身分証明書・免許証または許可証を持って申請すると、「西東京市民カード」が交付されます。暗証番号を設定することにより、市内7カ所に設置されている住民票等自動交付機で住民票の写しを取得することができます。

すでに印鑑登録をされていて「西東京市民カード」をお持ちの方は、住民票用の暗証番号を設定することにより、住民票の写しを住民票等自動交付機で取得できるようになります。

◆市民課田(☎042-460-9820)  
☎(☎042-438-4020)

#### 国民年金保険料免除などの申請を受け付け

平成25年度(7月～平成26年6月分)の国民年金保険料免除などの申請受け付けを、7月1日(月)より開始します。

国民年金保険料の納付が困難な場合は保険料の免除制度があります。免除制度には、保険料の全額(1万5,040円)が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる「一部納付」があります。「一部納付」には、「4分の1納付」(保険料3,760円)、「半額納付」(保険料7,520円)、「4分の3納付」(保険料1万1,280

円)の3種類があります。被保険者・配偶者および世帯主の前年所得(平成24年中所得)が一定の基準額以下の場合に、申請により承認されます。希望する方は免除制度をご利用ください。

免除が承認された期間は、高齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、高齢基礎年金の計算の際は、保険料を全額納付した場合に比べて、全額免除期間は「2分の1」、4分の1納付期間は「8分の5」、半額納付期間は「8分の6」、4分の3納付期間は「8分の7」として計算されます(一部納付分の保険料を納付しない場合は免除が無効になり、未納扱い)。  
また30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定の基準額以下の場合、「若年者納付猶予制度」を利用できます。これは高齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間には含まれますが、高齢基礎年金の計算には含まれません。

免除・納付猶予された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることもできます(承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を納付するときは、加算額が上乘せ)。

なお平成24年度(平成24年7月～平成25年6月分)の保険料免除などの申請期限は7月31日(火)です。

※申請は原則として毎年度必要です。  
□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)  
◆保険年金課田(☎042-460-9825)

#### 国民健康保険料納入通知書を送付

平成25年度国民健康保険料納入通知書を、7月中旬に世帯主の方へ送付します。国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

#### ◆保険料の納め方

保険料は、7月から翌年の2月まで8回に分けて納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処

分を受ける場合もあります。

#### ◇口座振替による納付

口座振替依頼書を納入通知書に同封してお送りします。口座振替を希望する方は、預貯金通帳・通帳の届け出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

#### ◇特別徴収による納付

次の①～③の全てに該当する方は、年金から保険料を納めていただきます(特別徴収)。

- ①世帯主が国保の加入者であること
- ②国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えないこと

該当する方には、納入通知書でお知らせします。該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収により納めていただきます。

#### ◇特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳しくは、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

#### ◆納付が困難な場合はご相談を!

分割納付などの納付相談を行っています。お気軽にご相談ください。

#### ◆非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを

次の①～③の全てに該当する方  
①平成21年3月31日以降に失業された方  
②離職日時時点で65歳未満の方  
③ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方11、12、21、22、31、32、23、33、34  
※詳細は、お問い合わせください。  
◆保険年金課田(☎042-460-9822)

## 「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

### 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。

#### ◆負担割合の判定基準

##### □1割負担の方

- ①同一世帯の70～75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいない世帯
- ②住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方は、基準収入額適用申請により1割負担
- (1) 世帯に70～75歳未満の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円未満
- (2) 世帯に70～75歳未満の国保被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満
- (3) 世帯に70～75歳未満の国保被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる場合、

旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

※平成26年4月1日からの負担割合は未定

##### □3割負担の方(現役並み所得者)

- 下記の①・②ともに該当する場合
- ①同一世帯の70～75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる世帯
- ②70～75歳未満の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の世帯

#### ◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により1割負担となります。※該当と思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。

※地方税法における扶養控除の見直しに伴い、住民税課税所得による判定においては補正を行います。  
◆保険年金課田(☎042-460-9822)

### 後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。後期高齢者医療被保険者証が有効期限内でも、一部負担金の割合が変わる方については、7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便でお送りします。

#### ◆負担割合の判定基準

##### □1割負担の方

- ①住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者
- ②住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で被保険者の収入合計額が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割となります。
- (1) 世帯に被保険者が1人の場合は前年の収入額が383万円未満
- (2) 世帯に被保険者が2人以上の場合は前年の収入合計額が520万円未満
- (3) 被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる場合はその方と被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

##### □3割負担の方

住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で、世帯に被保険者の方が1人の場合は前年の収入額が383万円以上、被保険者が2人以上の場合は収入合計額が520万円以上  
※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。

#### ◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により1割負担となります。※該当と思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。

◇広域連合では、東京いきいきネットHP(<http://www.tokyo-ikiiki.net>)で、後期高齢者医療制度についての情報提供を行っています。ご利用ください。

◆保険年金課田(☎042-460-9823)